

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」のご案内

労働安全衛生法施行令の一部改正により「安全帯」が「墜落制止用器具」に変更されました。また、労働安全衛生規則等の改正、ガイドラインの策定により、墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となります。

平成31年2月1日以降、労働安全衛生法第59条第3項(特別教育の実施)の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」に従事する労働者に対して特別教育が義務化されました。

つきましては、下記により「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

1. 特別教育の日時

受付 午前7時45分～

開講 午前8時

	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
飯田会場	3		12		18		30		14		26	
松本会場	12	2	19		23		12		22		2	
長野会場		23 24		10 11		19		20		29		21
佐久会場	17			18			18			15		

※締切は開催日より2週間前とさせていただきます。

2. 技能講習の場所

一般社団法人 中部労働技能教習センター

飯田会場 / 飯田市下殿岡478-1

TEL 0265-25-4444

松本会場 / 松本市大字島内(小宮)729-1

TEL 0263-47-4443

長野会場 / 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3

TEL 026-278-9255

佐久会場 / 佐久市常和1353-1-13

TEL 0267-78-3935

3. 受講料等

受講料 8,800円 教材費 1,000円 (受講料・教本費は税込)

4. 受講受付定員

30名（定員に達し次第締め切ります。）

5. 講習科目

学 科	① 作業に関する知識	1 時間
	② 墜落制止用器具に関する知識	2 時間
	③ 労働災害防止に関する知識	1 時間
	④ 関係法令	0.5 時間
実 技	① 墜落制止用器具の使用方法等	1.5 時間

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申し込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 TEL 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・教材費は振込みでも受付けます(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

- ① 写真1枚(縦3cm×横2.5cm)を申込書に貼付
(◆正面、脱帽、上三分身、背景無地 ◆裏面に写した年月日と氏名を記入)
- ② 受講料・教材費
- ③ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付
- ④ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

7. 当日の持参品

- 【学 科】 受講票 筆記用具 印鑑(修了証交付時に使用、なおサインでも可) 昼食
- 【実 技】 作業着 安全靴又は運動靴 軍手 ヘルメット(ある方は持参して下さい)
フルハーネス型墜落制止用器具(ある方は持参して下さい) 昼食

8. 助成金制度を活用される皆様へ

- ・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。
- ※申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。
- ・助成金についてのお尋ねは、長野労働局 職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866
へお問い合わせ下さい。

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、手続きを行ってください。